

防犯機器購入費用の補助

住居への不法な侵入による強盗などの被害にあわないよう、住居の防犯対策に必要な費用を補助します。

申請期間 令和9年2月26日(金)まで

※予算の上限に達した時点で申請の受付を終了します。

対象者 伯耆町内で60歳以上の人に住んでいる世帯

※申請は、60歳以上の人ご本人またはその同一世帯の人が行うことができます。申請は、1世帯につき1回限りです。過去に「犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金」、「伯耆町防犯機能付電話機等購入補助金」または「伯耆町防犯機器購入補助金」の交付を受けた世帯は対象外です。

補助対象経費

以下の防犯機器の購入・設置に要する費用(補助金は一世帯あたり15,000円が上限額)

- ・カメラ付きドアホン ・防犯カメラ、
- ・センサーライト ・防犯機能付き電話

※令和8年1月31日以降に購入したものに限りません。

申請方法 以下の書類を総務課に提出(様式は、町ホームページにも掲載しています)

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
- ・誓約書兼同意書
- ・購入実績(購入品名・購入量・購入日)および購入代金を支払い済みであることを確認できる書類(納品書、領収書等の写し)
- ・申請者の通帳の写し(金融機関支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が記載されている部分)



▲伯耆町
ホームページ



問い合わせ先 総務課 0859-68-3111

運転免許証自主返納支援制度

運転に不安を感じるなどの理由で運転免許証を自主返納された方を支援します。



支援内容 ※一人1回限り、以下のいずれかを選択

- ・伯耆町デマンドバス回数乗車券(100円券)11枚つづりを3冊分支給
- ・日ノ丸バス回数券(100円券)11枚つづりを3冊分支給
- ・日本交通バス回数券(100円券)11枚つづりを3冊分支給

対象者

伯耆町に住所があり、「満70歳以上で①を持っている人」または「①②を両方持っている人」

申請先

企画課経営企画室または分庁総合窓口課

申請に必要なもの

- ①「申請による運転免許の取消通知書(取消日から5年以内のもの)」または「運転経歴証明書」
- ②以下のいずれかの手帳をお持ちの人
 - ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
 - ・自立支援医療費の受給者証
 - ・特定疾患医療受給者証
 - ・戦傷病者手帳



問い合わせ先 企画課 経営企画室 0859-68-4212